

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「ガスの小売営業に関する指針」の制定に関する建議について

来年4月からのガスの小売全面自由化に向け、ガスの需要家の保護の充実等を図るためには、ガス小売事業者によるガスの需要家への適切な情報提供の方法や営業・契約形態の適正化などについて、当委員会による業務改善勧告の発動に関する考え方を示すことなどによりガス小売事業者等がガス事業法及びその関係法令を遵守するよう促すとともに、関係事業者による自主的な取組を促すための指針を定めることが有効です。

ついては、当委員会による業務改善勧告が発動される原因となり得る行為や、ガスの需要家の保護を図る上で望ましい行為等について、別添のとおり示すことについて、ガスの適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、ガス事業法第47条の9第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。